

浦安市高齢者保健福祉計画 及び 第9期浦安市介護保険事業計画 (概要版)



令和6年3月

浦安市

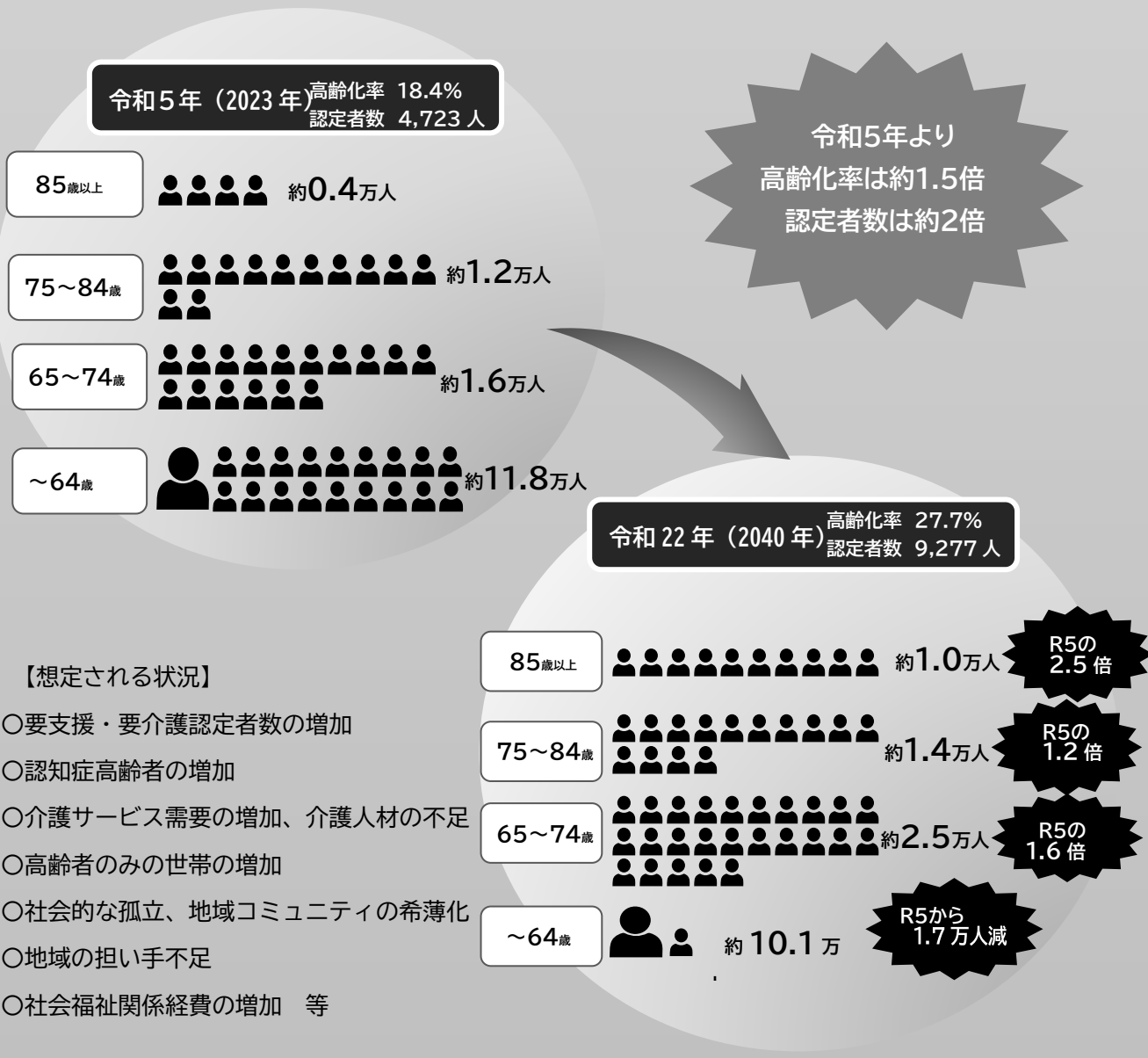
計画策定の背景と趣旨

本市では、令和3年3月に策定した「浦安市高齢者保健福祉計画及び第8期浦安市介護保険事業計画」に基づき、保健・福祉サービスや介護保険サービスの充実などに取り組んできました。

今般、「浦安市高齢者保健福祉計画及び第8期浦安市介護保険事業計画」が本年度で満了を迎えるため、また、これまで進めてきた地域包括ケアシステムの充実に向けた取組をさらに推進するとともに、高齢者を取り巻く諸課題に引き続き対応するため、団塊ジュニア世代などが高齢者となる令和22年（2040年）を見据えながら、本計画を策定するものです。

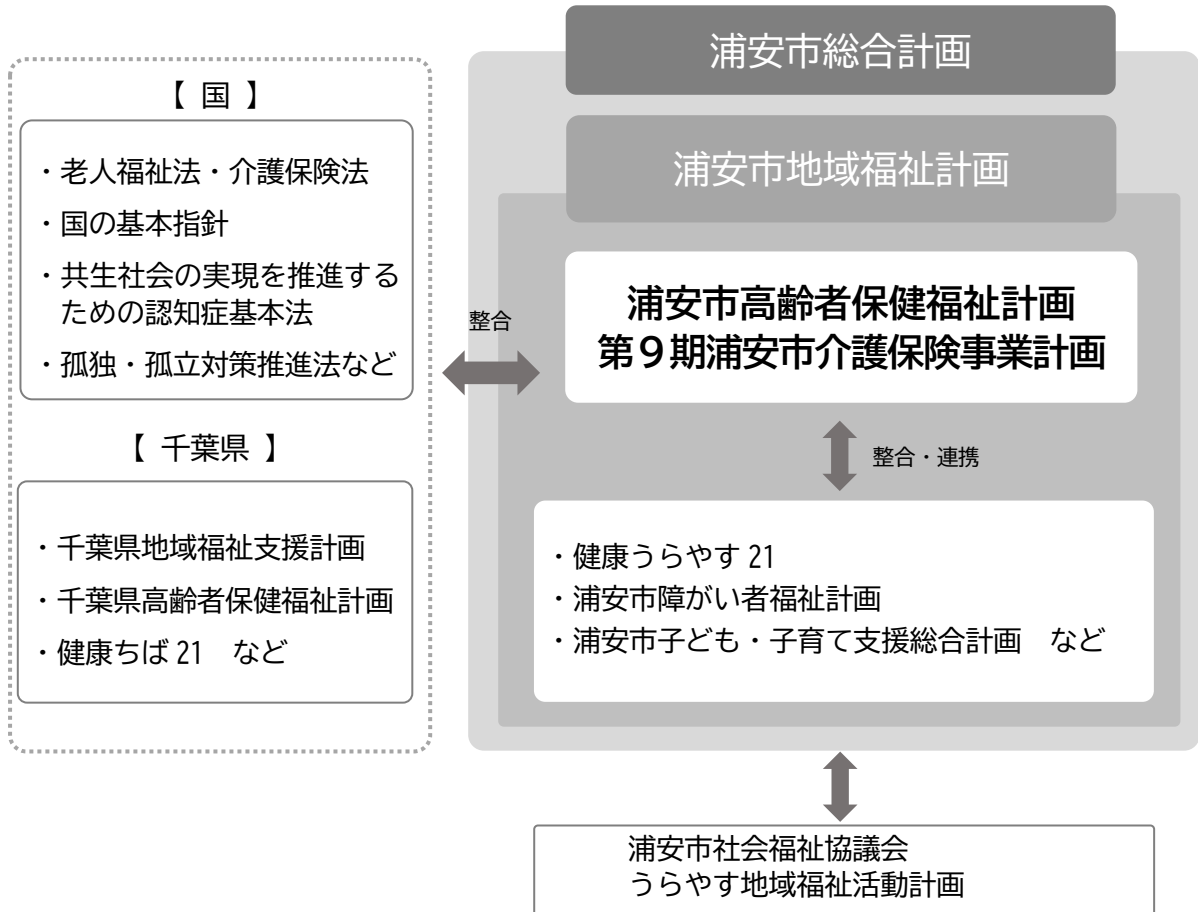
計画策定の背景

団塊ジュニア世代等が高齢者となる令和22年（2040年）を見据えて、本市の将来のイメージを整理しました。



計画の位置づけ

本計画は、「浦安市総合計画」を最上位計画、「浦安市地域福祉計画」を福祉部門の上位計画とし、他の関連計画との整合を図りながら、高齢者施策を総合的、包括的に推進するためのものです。



計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間です。

本市の地域性でもある、埋め立て地開発により転入してきた団塊ジュニア世代などが高齢者となる令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点に立った計画とします。

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和22年度 (2040)
<令和22年（2040年）までの見通し>									
浦安市高齢者保健福祉計画 第8期浦安市介護保険事業計画 2021～2023			浦安市高齢者保健福祉計画 第9期浦安市介護保険事業計画 2024～2026			浦安市高齢者保健福祉計画 第10期浦安市介護保険事業計画 2027～2029			

基本理念

人がつながり、高齢者が安心して 生き生きと暮らせる地域社会を目指して

本市のまちづくりの将来都市像として「人が輝き躍動するまち・浦安～すべての市民の幸せのために～」を掲げ、一人ひとりがまちづくりの主体としての意思を持ち、誰もが自分らしく輝き、生き生きと活動し、人が、そしてまちが躍動する「浦安」を創っていくことを目指しています。

その中で、高齢者福祉の分野においては、「いつまでも生き生きと笑顔あふれる暮らしを創出する」の実現に向けて、地域包括ケアシステムの充実及び介護予防や日常生活支援の充実、要介護者・介護者支援の充実、生きがいづくりや社会参加の促進に取り組んでいます。

今後も、地域包括ケアシステムが、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となることも踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるための基礎づくりと、つながりながら自分らしく最後まで地域で暮らすことを目標に、高齢者保健福祉計画及び第9期浦安市介護保険事業計画の基本理念を「人がつながり、高齢者が安心して 生き生きと暮らせる 地域社会を目指して」とします。

重点的に取り組む事項

本市の高齢者福祉に関する現状と課題を整理し、これを踏まえ、重点施策や施策体系を作成しました。

【現状と課題】

- | | | |
|------------------|--------------|-----------|
| 1 重層的・包括的支援体制の充実 | 2 介護人材の確保 | |
| 3 認知症施策の推進 | 4 権利擁護の促進 | 5 介護予防の推進 |
| 6 地域の支え合いの体制づくり | 7 持続可能な行財政運営 | |

本計画期間において、特に力を入れて実施していく取り組みの柱として設定しています。

- | | |
|--------------------------------|------------------|
| 1 重層的・包括的な支援体制の充実 | |
| 2 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保と担い手の養成 | |
| 3 認知症施策の推進 | 4 介護予防の充実 |
| 5 住民主体の生活支援体制の充実 | 6 権利擁護と虐待防止対策の推進 |

施策体系図

[基本理念]

人がつながり、高齢者が安心して生き生きと暮らせる地域社会を目指して

[基本目標]

1 高齢者を支える環境の整備

2 自分らしく豊かな生活を送るために
(自立)

3 健康を維持してよりよく生きていくために
(総合事業・要支援)

4 自分らしく安心して生活するために
(要介護)

[取組の柱]

- (1) 重層的・包括的な支援体制の充実【重点1】
- (2) 地域との連携
- (3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保と担い手の養成【重点2】
- (4) 認知症施策の推進【重点3】
- (5) 多様な住まいの場の確保
- (6) 外出しやすいまちづくり
- (7) 適正な介護保険制度の充実と円滑な運営
- (8) 感染症対策の推進

- (1) 市民活動・ボランティア活動等の推進
- (2) 生涯学習・スポーツ活動の充実
- (3) 高齢者の居場所づくり
- (4) 高齢者の就労支援の充実
- (5) 健康づくり・保健事業の体系的な推進

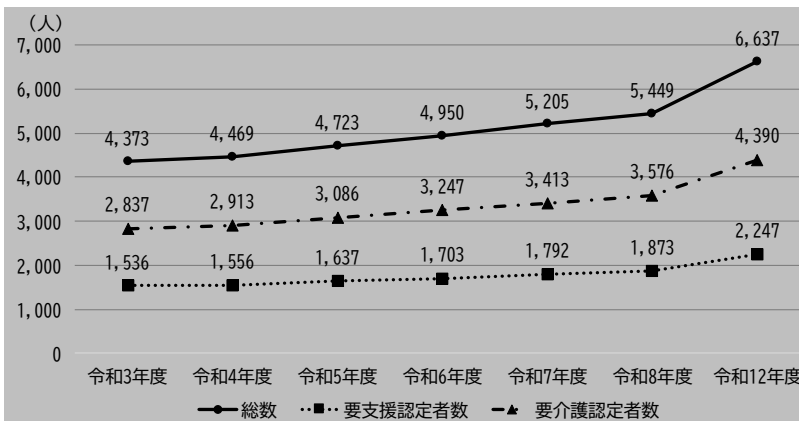
- (1) 介護予防の充実【重点4】
- (2) 住民主体の生活支援体制の充実【重点5】
- (3) 日常生活支援のためのサービスの充実

- (1) 在宅医療と介護との連携
- (2) 権利擁護と虐待防止対策の推進【重点6】
- (3) 在宅支援サービスの充実
- (4) 介護者への支援体制の充実
- (5) 防災・防犯体制の整備

■介護保険事業計画■

認定者の推移について

要支援・要介護認定者数の推移と推計



本市の認定者数は緩やかな上昇傾向にあり、今後も増加していくことが見込まれます。

(注記)

令和3年度から令和4年度については実績値

令和5年度からは厚生労働省の見える化システムによる推計値

施設整備について

介護施設などの整備にあたっては、今後の認定者やサービス利用の増加を踏まえ、令和7年度に認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を1箇所整備を進めていきます。

種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型共同生活介護	施設数	0	1	0
	定員	0	18	0

総給付費、介護給付費・予防給付費の見込み

介護給付費、予防給付費共に増加していく見込みであり、総給付費では令和8年度で約73.8億円、令和12年度で約94.3億円、令和22年度では137.5億円と推計されます。

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
総給付費	6,925,065	7,143,932	7,381,726	9,426,399	13,745,031
在宅サービス	3,833,855	4,005,046	4,192,304	5,116,106	7,358,147
地域密着型サービス	1,109,936	1,138,123	1,164,494	1,527,134	2,205,293
施設サービス	1,634,393	1,623,206	1,624,917	2,312,128	3,515,852
居宅介護支援	346,881	377,557	400,011	471,031	665,739
介護給付費	6,583,626	6,780,656	7,000,895	8,978,058	13,145,539
在宅サービス	3,541,069	3,692,440	3,865,094	4,731,716	6,844,408
地域密着型サービス	1,100,557	1,128,733	1,153,926	1,514,736	2,188,341
施設サービス	1,634,393	1,623,206	1,624,917	2,312,128	3,515,852
居宅介護支援	307,607	336,277	356,958	419,478	596,938
予防給付費	341,439	363,276	380,831	448,341	599,492
在宅サービス	292,786	312,606	327,210	384,390	513,739
地域密着型サービス	9,379	9,390	10,568	12,398	16,952
施設サービス					
居宅介護支援	39,274	41,280	43,053	51,553	68,801

標準給付費

総給付費に他の介護保険給付にかかる費用を加えた標準給付費についても増加していく見込みであり、第9期計画期間中では226.8億円と推計されます。

(円)

	合計	第9期			令和12年度	令和22年度
		令和6年度	令和7年度	令和8年度		
標準給付費見込額	22,679,917,964	7,314,267,623	7,553,716,237	7,811,934,104	9,949,335,126	14,469,802,144
総給付費	21,450,723,000	6,925,065,000	7,143,932,000	7,381,726,000	9,426,399,000	13,745,031,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	438,084,752	138,709,768	146,047,940	153,327,044	186,329,002	258,245,457
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	674,333,718	213,486,228	224,821,145	236,026,345	286,194,312	396,655,274
高額医療合算介護サービス費等給付額	96,848,344	30,691,377	32,274,202	33,882,765	41,809,762	57,946,863
算定対象審査支払手数料	19,928,150	6,315,250	6,640,950	6,971,950	8,603,050	11,923,550

地域支援事業費

(円)

	合計	第9期			令和12年度	令和22年度
		令和6年度	令和7年度	令和8年度		
地域支援事業費	1,689,535,989	547,275,968	565,830,451	576,429,570	616,736,407	729,051,118
介護予防・日常生活支援総合事業	976,793,967	316,580,598	325,457,125	334,756,244	367,580,167	476,254,361
訪問介護相当サービス	163,387,441	52,860,798	54,446,622	56,080,021	63,118,557	84,826,063
訪問型サービス	5,667,418	1,551,373	1,864,014	2,252,031	1,709,084	2,008,668
通所介護相当サービス	561,843,442	181,773,413	187,226,615	192,843,414	217,046,961	291,692,965
通所型サービス	5,148,419	1,621,950	1,714,384	1,812,085	2,019,324	2,373,290
介護予防ケアマネジメント	240,747,247	78,773,064	80,205,490	81,768,693	83,686,241	95,353,375
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	639,773,000	206,497,000	215,988,000	217,288,000	224,957,870	228,598,387
包括的支援事業(社会保障充実分)	72,969,022	24,198,370	24,385,326	24,385,326	24,198,370	24,198,370

※重層的支援体制整備事業も含めて記載しています。

介護保険料基準額について

第9期介護保険料基準額については、介護給付費準備基金を取り崩すことで、第8期と同額の59,760円(月額4,980円(※))とします。

介護給付費準備基金とは、介護保険料に余剰が生じた場合に、介護保険事業の健全な財政運営を図るために積み立て、用いられるものであり、今般の社会情勢を鑑み、低所得者の介護保険料上昇の抑制及び介護保険制度の持続可能性確保などの中長期的な視点を踏まえ、当該基金の取り崩しを行います。

なお、将来推計(見える化システム)では、今後、認定者数の増加による介護給付費の増額に伴い、介護保険料基準額も上昇していくことが予測されます。

※59,760円÷12カ月=4,980円

所得段階別の年間保険料

段階		第9期計画	
		基準額に 対する割合	年間保険料
第1段階	生活保護の受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等収入金額の合計が80万円以下の方	0.285	17,040円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等収入金額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	0.40	23,910円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等収入金額の合計が120万円超の方	0.65	38,850円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等収入金額の合計が80万円以下の方	0.90	53,790円
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、第4段階に当てはまらない方	1.00	59,760円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	71,720円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	77,690円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	89,640円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	101,600円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	113,550円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	125,500円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	137,450円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の方	2.40	143,430円
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.50	149,400円

**浦安市高齢者保健福祉計画
及び
第9期浦安市介護保険事業計画
(令和6年度～令和8年度)
概要版**

発行年：令和6年3月

発行：浦安市

〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号

担当課：高齢者包括支援課 047-381-9028

介護保険課 047-712-6406

本編は市ホームページをご覧ください。